



Title	倭名類聚抄二十卷本成立の一過程
Author(s)	宮澤, 俊雅
Citation	北海道大学人文科学論集, 19, 15-27
Issue Date	1983-03-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34363
Type	bulletin (article)
File Information	19_PR15-27.pdf



[Instructions for use](#)

倭名類聚抄二十卷本成立の一過程

宮澤 俊雅

一 二十卷本諸本の部序数の比較

倭名類聚抄には十卷本と二十卷本とがあり、それぞれの部門構成については、従来⁽¹⁾いづれが原撰本であるかという問題ともからめて比較研究されてきた。十卷本の部門構成は体系的・包括的、二十卷本のそれは精細あるいは有機的といわれ、それ故に十卷本を原撰とする説もあれば、体系化こそ後出と見る説もある⁽²⁾。或いはまた、十卷本の構成は他に余り類の無い独特なものであるのに対し、二十卷本のそれは唐土に類似の例があることから、これを模して原撰本が成ったとする見方もあるが、逆に、独特な構成を持つ原撰本を、一般的な分類基準に依って構成しなおしたとする立場も有り得よう。両者の比較は、従来、十卷本は符合椽斎の箋注倭名類聚抄に依り、二十卷本は那波道円校訂の古活字本に依って行われることが多かつ

た。部門構成に関する限り十卷本は箋注倭名類聚抄でも問題は無いが、古活字本の部門構成をそのまま二十卷本本来のものとするのは多少問題が有る。

十卷本はその序に「勅成十卷々中分部々中分門二十四部百二十八門」とあり、本文の構成も現存諸本は、下総本が五巻とする他は特にこれと矛盾するところは無い。

しかし二十卷本は、その序に「勅成十卷々中分部々中分門四百二百六十八門⁽⁴⁾」とあるが、古活字本では二十卷三十二部二百四十九門となっている。大東急本は部序数が古活字本と異なるが、部門構成に於ては大異が無い。伊勢広本は大東急本と一致する⁽⁵⁾。高山寺本も現存部分に関しては古活字本と部門構成は一致するが、部序数が異なる。即ち四本とも部門構成では一致していながら門序数が異なるのである。そこで以下、諸本の部序数を比較すれば次の如くなる。

卷一	天部	第一	古活字本	第一	大東急本	第一	伊勢広本	第一	高山寺本
	地部	第二		第二		第二		第二	
	水部	第三		第三		第三		第三	
	歳時部	第四		第四		第四		第四	
卷二	鬼神部	第五		第三		第三		第三	
	人倫部	第六		第四		第四		第四	
	親戚部 ⁶⁾	第七		第五		第五		第五	
卷三	形体部	第八		第六		第六		第六	
	術芸部	第九		第八		第八		第八	
卷四	音楽部	第十		第九		第九		第九	
	職官部	第十一		第十		第十		第十	
第五	国郡部	第十二		第十一		第十一		第十一	
卷六									
卷七									
卷八									
卷九									
卷十	居処部	第十三		第十二		第十二		第十二	
	船部	第十四		第十八		第十八		第十八	
卷十一	車部	第十五		第十九		第十九		第十九	
	牛馬部	第十六		第廿		第廿		第廿	
	宝貨部	第十七		第廿一		第廿一		第廿一	
第十二	香薬部	第十八		第十六		第十六		第十六	

卷十三	調度部	第廿二	第廿	第廿		第十九	第十七	第十七
卷十四								
卷十五								
卷十六	器皿部	第二十三	第廿一	第廿一		第十八	第十八	第十八
	飲食部	第二十四	第廿二	第廿二		第十九	第十九	第十九
卷十七	稻穀部	第二十五	第廿三	第廿三				
	菓蔬部	第二十六	第廿四	第廿四				
	菜蔬部	第二十七	第廿五	第廿五				
卷十八	羽族部	第二十八	第廿六	第廿六				
	毛群部	第二十九	第廿七	第廿七				
卷十九	鱗介部	第三十	第廿八	第廿八				
	虫豸部	第三十一	第廿九	第廿九				
卷二十	草木部	第三十二	第卅一	第卅一				

古活字本の部序数は整然としているが、大東急本・伊勢広本のそれには断続が有る。前者が校訂の際に整備されたものであることは疑いが無い。

二 二十卷本の疾病部の有無

大東急本の部序数の不連続のうち、形体部第六と術芸部第八の間

に疾病部第七が入ることは明らかである。十巻本が形体部と疾病部の二部に分けている所を、古活字本が形体部一部にのみまとめている点については、従来その不合理性が指摘されていた。⁽⁷⁾そして、大東急本の出現によって、疾病部が形体部に撰せられたのは、単なる書承上の誤りであって、二十巻本の部門構成の基準とは関わり無きことが明らかになったのである。

とはいえ、大東急本に於ても疾病部の独立が明記されているわけではないので、その過程を以下に跡づけておくことにする。古活字本巻三の巻頭は次のようになっている。

1オ 倭名類聚抄巻第三

源順撰

形体部第八

- 頭面類第三十 耳目類第三十一
- 鼻口類第三十二 毛髮類第三十三
- 身体類第三十四 筋骨類第三十五
- 肌肉類第三十六 藏府類第三十七
- 手足類第三十八 茎垂類第三十九
- 病類第四十 瘡類第四十一
- 頭面類第三十

1ウ

首頭

釋名曰首音韻和名加字倍始也頭度候反訓

上同一云獨也言処体而獨貴也

顛顛體附

文字集略云顛落胡反字亦作體和名加之良乃加

波腦蓋也玉篇云顛體獨斐二音良加之頭骨也俗云比止

(以下略)

巻頭の目録では、疾病部に相当する病類・瘡類が形体部の末尾に挙げられている。この部分は大東急本では脱落しており、次のようになっている。

和名類聚抄巻第三

源順

形体部第六

頭面類第卅

耳目類第卅一

顛顛體附

文字集云落胡反作體和名加之良乃加波良

腦蓋一也一云比止加之良頭骨也

古活字本は、脱落箇所を、目録部分は本文から補い、首頭条は十巻本から補ったのである。しかし、本文の病類の冒頭部分は大東急本でも

屁

四声苑云一糞窠匹鼻反一云放屁

和名倍比流

病類第四十

灸 妓伯黄帝善一人疾患

となっていて、病類が茎垂類の末尾に直接つながっているため、「疾病部第一」の字句を補うことには思い至らなかったであろう。

大東急本の前半では、一巻内に二部以上収める巻は目録を巻頭に

置くだけで、部頭には部名をも記さないのを通例としている。巻一は通例と異なっているが、巻二・四・五はこの方式である。従って巻二を例に挙げれば、巻頭の目録では

鬼神部第三

神霊類第十六 鬼魅類第十七

人倫部第四

男女類第十八 老幼類第十九

となっているが、本文では人倫部の冒頭部分は、

天探女 日本記云——和名阿方佐久女 一云

安方乃佐久米

男女類第十八

人 白虎通云——男女惣名也

のようになっている。即ち、大東急本前半では、巻内の部門構成を目録によってのみ知り得るのであって、巻三では目録が脱落してしまつたため、一見疾病部が独立していかないかの如く見えるのである。

また、大東急本巻三に

陰囊 針灸経云——俗云^{柳久}具見疾

病巾陰類下

とある疾病巾は疾病部の誤写と見られるから、これも、陰類条の有る病類が疾病部であることの証となるであろう。

三 高山寺本の居処部第十の解釈

疾病部第七を補うことによって、大東急本の部序数は次の五つの組にまとめられる。

- 1 天部第一〜歳時部第四
- 2 鬼神部第三〜居処部第十二
- 3 船部第十八〜宝貨部第廿一
- 4 香薬部第十六〜虫豸部第廿九
- 5 草木部第廿二

この断続状況から本来の部門構成を種々に推測することが可能であるが、ここでは居処部以前の部門構成についてのみ考えることにする。

居処部は高山寺本では第十となっている。これについて渡辺実氏は、高山寺本で直前にある「和名類聚抄卷第十」への目移りに依る誤写という立場に立たれつつも、もしこれを誤写でないとしたならば、十巻本原撰説は理論上閉ざされるとされている。⁽⁸⁾しかし十巻本が原撰であるならば、増補である職官・国郡の両部には最初から部序数が与えられてはいなかったとも考えられるから、居処部第十は音楽部第九に直結することになり、必ずしも十巻本原撰説を否定することにはならないであろう。

ここで注目すべきは、高山寺本の白土条に見える注文である。すなわち

白土 兼名苑云——一名聖已見天地水土類

とある「天地水土類」である。これは「天地部水土類」の意と考えられ、天地部水土類の聖条を参照させるための注文である。聖条は十巻本では正しく天地部水土類に有るが、大東急本では地部塵土類に有る。これを、十巻本原撰説の立場から、高山寺本の聖条を改編して成った証と見ることもできるが、一方、高山寺本の聖条を含む部分が、大東急本と異なる部門構成になっていたと見ることもできよう。

高山寺本に天地部が存した可能性が有り、また、十巻本原撰の場合には増補部が部序数の番外であった可能性もあるとすれば、居処部以前の部門構成については種々の推測が可能である。試みにそれらを列挙する。

- 一 a 天・地・水・歳時・鬼神の五部。
- b 天・地・水・鬼神の四部。歳時部は番外または無し。
- c 天地・歳時・鬼神の三部。
- d 天地・鬼神の二部。歳時部は番外または無し。
- e 天地部のみ一部。歳時部無し。
- 二 a 人倫・親籍の二部。
- b 人倫部のみ一部。
- 三 形体・疾病・術芸の三部。
- 四 a 音楽部、一部。
- b 無し（音楽部は調度部音楽類）

五 a 職官部、一部。

b 職官部は番外または無し。

六 a 国郡部、一部。

b 国郡部は番外または無し。

七 郷里部は番外（または国郡部に摂し入れる）または無し。

八 居処部、一部

右の組み合せから居処部の部序数は、最低「第六」から最高「第十四」までの可能性が有る。高山寺本の「第十」も誤写とのみはいきれないのである。

四 他条項への参照を指示する注文の全例

白土条や陰囊条の注文が部門構成の推測に若干の示唆を与えることを見てきたが、同様に、他の条項を参照させるこの種の注文を一覧しておくことは無意味ではないと思われるので、以下にそれを列挙する。

挙例は通し番号を附して条項の標目と該当注文を摘記し、次にその所在を十巻本巻次・門序数・門序数・箋注倭名類聚抄による門内条項序数（二十巻本巻次・門序数・古活字本による門内条項序数）の順に示し、さらにその条項を有する諸本を、京||京本類、昌||昌平本、尾||尾張本、曲||曲直瀬本第一冊、下||下総本、高||高山寺本、大||大東急本の略号で示す（該当条項は有っても該注文の無いものはナシとして示す）。

次いでその参照注文が指示している対照条項を掲げ、十巻本で所属する部名・門名（二十巻本での部名・門名、十巻本と全同の場合とは同とする）を挙げ、最後にその所在を示す。

1番を例にとって説明すれば、樹神条は十巻本では巻一の神靈類三の、箋注倭名類聚抄では26番目の条項で、二十巻本では巻二の神靈類第十六の、古活字本で20番目の条項である。その樹神条に「魅見下文」の注文が有る。その注文を有するのは京本類、昌平本、尾張本、曲直瀬本第一冊、下総本の諸本であり、大東急本は樹神条は有るが「魅見下文」の注文は無い。高山寺本は勿論この部分が無い。注文が参照を指示しているのは魍魅条で、これは十巻本では巻一の天地部神靈類三の、箋注倭名類聚抄で28番目の条項であり、二十巻本では巻二の鬼神部鬼魅類第十七の、古活字本で6番目の条項である。

1 樹神 魅見下文 卷一―三26（卷二―十六20）京昌尾曲下（大ナシ）

魍魅 天地部神靈類（鬼神部鬼魅類）卷一―三28（卷二―十七6）

2 挾抄 篙楫二字舟具見名 卷一―七46（卷二―廿二8）京昌（曲大ナシ尾下欠文）

楫・篙 舟車部舟具（船部舟具）卷三―卅六1213（卷十一―百廿四1213）

3 女妹 姉妹之妹見上文 卷一―十二9（卷二―廿九9）京昌尾

曲下（大ナシ）

妹 人倫部兄弟類（親籍部兄弟類）卷一―九4（卷二―廿六4）
4 鬢髮 髮度者頭髮見容飾具 卷二―十六2（卷三―卅三2）京昌尾曲下大

髮 調度部容飾具（同）卷六―八八3（卷十四―百八十三）

5 陰囊 具見疾病部陰類下 卷二―二十三3（卷三―卅九3）京昌曲下大

陰類 疾病部病類（同）卷二―廿一58（卷三―四十五8）
6 屎 又糞土見塵土類 卷二―二十一11（卷三―卅九10）京昌曲下（大ナシ）

糞堆 天地部水土類（地部塵土類）卷一―四38（卷一―八3）
7 眇 蹇見下文 卷二―廿一8（卷三―四十八8）京昌曲下（大ナシ）

蹇 疾病部病類（同）卷二―廿一43（卷三―四十四3）
8 唾血 唾已見上文 卷二―廿一24（卷三―四十四24）京昌曲（大ナシ）

唾 形体部鼻口類（同）卷二―十五19（卷三―卅二19）
9 戲射 平題見征戰具 卷二―廿三9（卷四―四二9）京昌曲下（大ナシ）

平題箭 調度部征戰具（同）卷五―七三15（卷十三―百七十五15）
10 射鞬 見鷹具 卷二―廿四1（卷四―四三1）京昌曲下（大ナシ）

鞬 調度部鷹犬具（同）卷五―七七4（卷十五―百九二4）

11 弄槍 槍……見征戰具 卷二―廿五14 (卷四―四四14) 京昌曲

下 (大ナシ)

ナシ

12 櫓 櫓見舟具 卷三―廿七7 (卷十―百卅六8) 高大 (京昌下

ナシ)

櫓 舟車部舟具 (船部舟具) 卷三―三六14 (卷十一―百四五14)

13 璫 耳璫見服玩具 卷三―廿八19 (卷十―百卅七19) 京昌下高

(大ナシ)

璫 調度部服玩具 (同) 卷六―八六4 (卷十四―百七八4)

14 白土 堊……已見天地部水土類 卷三―三十7 (卷十一―百卅九

7) 京昌下高

堊 天地部水土類 (地部塵土類) 卷一―四33 (卷一―八6)

15 窓 牖……已見牆壁具 卷三―卅一6 (卷十一―百四十六) 京昌

下高

牖 居処部牆壁具 (同) 卷三―三十五 (卷十一―百卅九5)

16 鉸具 玉鉤……已見上文 卷四―四八2 (卷十二―百六六2)

京昌下大

革帶 裝束部腰帶類 (同) 卷四―四七2 (卷十二―百六五2)

17 深頭履 鞞鞋見下文 卷四―四九4 (卷十二―百六七4) 京昌

下大

鞞鞋 裝束部履屨類 (同) 卷四―四九11 (卷十一―百六七11)

18 履屨 苞苴之苴見厨膳具 卷四―五十二 (卷十二―百六八2)

京昌下大

苞苴 調度部厨膳具 (同) 卷六―九十10 (卷十四―百八二9)

19 糰餅 糰見下文 卷四―五三12 (卷十六―二百八12) 京昌下

大

糰餅 飲食部麩糰類 (同) 卷四―五四7 (卷十六―二百九7)

20 歡喜団 八種唐菓子其有所見者已挙於上文 卷四―五三24 (卷

十六―二百八24) 京昌下大

餠餅 餠子 飲食部飯餅類 (同) 卷四―五三20 (卷十六―二

百八20) 23)

21 臛 訓与羹同已見上文 卷四―五七10 (卷十六―二百十二10)

京昌下大

羹 飲食部菓菜類 (飲食部菜羹類) 卷四―五六10 (卷十六―二

百十一8)

22 鉢 鉢字見瓦器中 卷四―五九11 (卷十六―二百一11) 大 (京

昌下ナシ)

鉢 器皿部瓦器 (同) 卷四―六二11 (卷十六―二百四11)

23 盥 已上二物具見下澡浴具也 卷四―六十九 (卷十六―二百二

11) 京昌下大

匣・盥 調度部澡浴具 (同) 卷六―八九56 (卷十四―百八一

56)

24 蚊火 蚊……見虫多部 卷四―六四11 (卷十二―百五六11) 大

蚊 虫多部虫名 (虫多部虫多類) 卷八―百七十二1 (卷十九―二

四十七1)

25 幡 見征戰具 卷五―六八11 (卷十三―百七十九) 京下大 (昌

ナシ)

幡 調度部征戦具(同) 卷五―七三1(卷十三―百七五1)

26 磬 又見音楽門 卷五―六八15(卷十三―百七十四) 京昌大(下ナシ)

方磬 調度部音楽具(音楽部鐘鼓類) 卷六―八五2(卷四―四六2)

六2)

27 軸 見車具 卷五―七二10(卷十三―百七三10) 京昌下大

軸 舟車部車具(車部車具) 卷三―卅八6(卷十一―百四七6)

28 鞞 見射芸具 卷五―七七4(卷十五―百九二4) 京昌下大

射鞞 術芸部射芸具(同) 卷二―廿四1(卷四―四三1)

29 犁 耒鑿……下字見造作具 卷五―八十一(卷十五―百九五1)

京昌下大

鏡 調度部造作具(同) 卷五―八一9(卷十五―百九六9)

30 棕葉 具見木類 卷五―八三13(卷十五―百九九9) 京昌下大

棕 草木部木類(同) 卷十一―百廿七38(卷二十一―二四八38)

31 瑠 錘……見權衡具 卷六―八六4(卷十三―百七八4) 京昌

下大

權衡 調度部称量具(同) 卷六―八七1(卷十四―百七九1)

32 髮 花鬘之鬘見伽藍具 卷六―八八3(卷十四―百八十三) 京

昌下大

花鬘 調度部伽藍具(同) 卷五―六八13(卷十三―百七十一)

33 丁香 鬘金見下文 卷六―九一6(卷十二―百五四5) 京昌

下大

鬘金 ナシ(香薬部香名類)――(卷十二―百五十四2)

34 鷓 囀……見下文 卷七―百71(卷十八―二三三六) 大(京昌

下ナシ)

背 羽族部鳥体(羽族部羽族体) 卷七―百一2(卷十八―二三

二4)

35 蹄 又蹠蹄之蹄見收獵具 卷七―百三11(卷十八―二三三五11)

京昌(大ナシ)

蹄 調度部收獵具(同) 卷五―七八2(卷十五―百九三2)

36 牛角 角等已見上文 卷七―百六1(卷十一―百五十一) 京下

大

角・腮 毛群部獸体(毛群部毛群体) 卷七―百三23(卷十八

―二三五23)

37 鬣 魚之鬣見魚体 卷七―百六3(卷十一―百五十三) 京下大

鱗 竜魚部竜魚体(鱗介部竜魚体) 卷八―百九5(卷十九―二

三七5)

38 糞門 尿……見形体部 卷七―百六18(卷十一―百五十七) 京

下大

髒 形体部身体類(同) 卷二―十七19(卷三―卅四18)

39 鯉魚 蠶魚見下文 卷八―百八12(卷十九―二三三六12) 京下大

鱧魚 竜魚部竜魚類(鱗介部竜魚類) 卷八―百八37(卷十九―二

三六37)

40 海鯽 鯽見下文 卷八―百八19(卷十九―二三三六19) 京下大

鮎 竜魚部竜魚類(鱗介部竜魚類) 卷八―百八45(卷十九―二

三六一45)

41 鱈 条読見飲食部 卷八一八35 (卷十九一三三六35) 京下大

魚条 飲食部魚鳥類 (同) 卷四一五七5 (卷十六一二百十二5)

42 鱈 鬣……又見馬体 卷八一八九5 (卷十九一二三七5) 京下

大

蠶 牛馬部牛馬体 (同) 卷七一六3 (卷十一一五百五十三)

43 田中螺 螭……見竜類 卷八一十17 (卷十九一二三八17) 京

下大

螭 竜魚部竜魚類 (鱗介部竜魚類) 卷八一八3 (卷十九一二三六3)

三六3)

44 角蓋 鮫魚已見上文 卷八一十14 (卷十九一二三九4) 京

下 (大ナシ)

鮫 竜魚部竜魚類 (鱗介部竜魚類) 卷八一八14 (卷十九一二三六14)

三六14)

45 蠱 蚊虻之虻字也見下文 卷八一十二52 (卷十九一二四四52)

京下大

蠱 虫多部虫名 (虫多部虫多類) 卷八一十二72 (卷十九一二四七2)

四十七2)

46 蜜蜂 蜜見飲食部 卷八一十二69 (卷十九一二四六9) 京下

大

蜜 飲食部酥蜜類 (飲食部酥蜜類) 卷四一五五6 (卷十六一二百十六6)

百十六6)

47 糒 柎黍也見上文 卷九一十五3 (ナシ) 京下

柎黍 稻穀部稻穀類 (稻穀部粟類) 卷九一十四17 (卷十七一二一八3)

一八3)

48 紫苔 胡葵見飲食部 (厨部) 塩梅類 卷九一十七18 (卷十七一二二七2) 京下大

一二二七2)

胡葵 飲食部塩梅類 (飲食部薑蒜類) 卷四一五八14 (卷十六一二百十四10)

百十四10)

49 菌 具見菜羹類 卷九一十八2 (卷十七一二廿九4) 大 (京ナシ)

ナシ)

菌茸 飲食部菓菜類 (飲食部菜羹類) 卷四一五六9 (卷十六一二百十一7)

百十一7)

50 果臚 核見果 (菓) 臚具 卷九一十九1 (卷十七一二廿一1) 京大 (下ナシ)

京大 (下ナシ)

核 果臚部果臚具 (菓臚部菓具) 卷九一二十1 (卷十七一二廿一1)

廿一1)

51 白蒿 今案菊又有此和名見上文 卷十一百廿一123 (卷二十一四二122) 京下 (大ナシ)

四二122) 京下 (大ナシ)

菊 草木部草類 (同) 卷十一百廿一3 (卷二十一四二123)

52 柎 又柎械之柎見刑獄具 卷十一百廿七48 (卷二十一四八48)

京下大

柎 調度部刑罰具 (同) 卷五一七五6 (卷十三一七七七6)

五 参照注の問題例

以上五二例のうち、4 5 13 15 16 17 18 19 20 21 23 25 27 28 29 30 32 35 38 39 40 41 45 46の二四例は、十巻本・二十巻本共に同じ注文で、その内容もそれぞれに矛盾が無いので問題は無い。ただし5は前述の通り、二十巻本に疾病部が有ると認めた上でのことである。また23の「見下澡浴具」は大東急本では「見澡浴具」と「下」字が無く、このため二十巻本では澡浴具がそれ以前に有ることと矛盾しない。

次に1 3 7 8 9 44 47の七例は、二十巻本にその注文が無く、十巻本では内容に矛盾の無いものである。

次に12 22 24 34 49 51の六例は、十巻本にその注文が無く、二十巻本では内容に矛盾の無い例である。

以上三七例は一応問題が無いと考えられる。以下問題となる一五例を見て行く。まず次の六例について検討する。

条項 注文 十巻本 二十巻本

10 射鞬 見鷹具(二十巻本無し) ↓鷹犬具

31 璫 見権衡具 ↓称量具 称量具

37 鬣 見魚体 ↓竜魚体 竜魚体

42 鱒 見馬体 ↓牛馬体 牛馬体

43 田中螺 見竜類 ↓竜魚類 竜魚類

52 櫃 見刑獄具 ↓刑罰具 刑罰具

10 37 42 43の四例は参照すべき門名が完全な形では記されていない

例である。しかし、例えば竜魚類は竜類と魚類の集合とも考えられるから、内容的に大きく矛盾するものではないであろう。

31は権衡条を参照させているのであるから、或いは「見権衡下」の誤りであるかも知れない。

52の刑獄具は刑罰具と内容的に相違するものではないであろう。

10を除く五例は、十巻本と二十巻本で相違が無く、10も類例と見做せるから、現存諸本内での比較では特に問題とはならない。勿論、現存諸本以前の古い部門構成を想定する場合にはそれなりに問題になるであろう。

現存諸本内で問題を残すのは以下の九例である。

2 挾抄 舟具見名 ↓舟具 舟具

この注文は昌平本にのみ有る。京本類では見名の二字が無いので、他項を参照させる注文とはなっていない。尾張本・下総本は挾抄条の後半を欠いており、大東急本では舟具云々の注文が無い。昌平本の「見名」は他と表記形式が異なっており、後補されたものではないかと思われる。⁹⁾

6 屎 糞土見塵土類(二十巻本無し) ↓水土類 塵土類

この注文は二十巻本には無く、十巻本にのみ有る。しかも塵土類は十巻本には無い門名である。もともと十巻本内部でも注文の形は一致せず、糞土見塵土類とするのは曲直瀬本だけで、下総本は糞土見塵土部、昌平本は出之見部也塵土類に作る。京本類はこの部分を空白としている。京本類ではこの注文を不審と見て空白にしたのであろう。それにしても現存十巻本の祖本にこの種の字句があったこ

とは否定できない。白土条の注文とも関連して、天地部等の部門構成に問題を提示する注文である。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

11 弄槍 見征戦具(二十卷本)

これは十巻本だけの注文であるが、対照条項と目される槍条が十巻本、二十巻本共に征戦具中には見出だされない点に問題がある。

原撰本には有った征戦具の槍条を現存諸本は総て脱していると解すべきであろうか。

14 白土 見天地部水土類 ↓水土類 塵土類

これは前述の通り高山寺本では「部」字が無い。また下総本では「土」字が無い。しかし、現存諸本総てに見られる注文である。

26 磬 見音楽門 ↓音楽具 音楽部

十巻本では音楽具は門名であるから、音楽門とすることもうなずけるが、他に例を見ない表記である。二十巻本では部であって門では無い点で矛盾する。もっとも「部」が誤写されて「門」となったとも考えられる。

33 丁子香 見下文 ↓ナン 下ニアリ

鬱金香条を参照させる注文であるが、十巻本ではその条が無く、二十巻本では標目のみを挙げています。恐らく鬱金香条は古くから注文が脱して標目のみとなっており、十巻本ではその標目をも省いてしまったものであろう。⁽¹²⁾

36 牛角 已見上文 ↓上ニアリ 下ニアリ

注文は十巻本では適合するが、二十巻本では適合しない。

48 紫苔(十巻本) 見飲食部塩梅類 ↓飲食部塩梅類

(二十巻本) 見厨部塩梅類 ↓飲食部薑蒜類

十巻本と二十巻本で注文に少異があるが、十巻本は矛盾が無く、

二十巻本は齟齬している。「厨部」に問題は残るにしても、「塩梅類」については、十巻本は適合し、二十巻本は適合しない。

50 果麻 見果麻具 ↓果麻具 菓具

この注文は十巻本では適合し、二十巻本では適合しない。

以上問題例九例のうち、2は昌平本のみその後補異文として処理することが可能であり、33も十巻本での鬱金香条の脱落と見做すことが出来る。この二例を除く七例のうち、十巻本で適合しないものは611の二例、二十巻本で適合しないものは1426364850の五例である。⁽¹³⁾これをさらに二十巻本現存諸本の類別によって分けると次のようになる。

A類関係——14 (A類不適合・十巻本適合)

B類関係——611 (いずれもB類ナン・十巻本不適合)

C類関係——26364850 (いずれもC類不適合・十巻本適合)

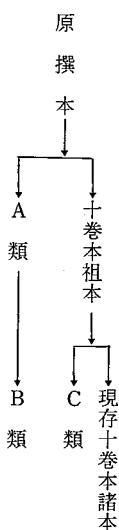
A類・B類関係はなお問題を残すものであるが、C類関係のものは、十巻本・二十巻本はほぼ同文の注文でありながら、内容は十巻本で適合し、二十巻本では適合しないのみである。このことから二十巻本C類の本文が、十巻本に由来していると推測することが出来る。即ち二十巻本C類は十巻本を改編してなったものであると言

六 二十卷本C類成立過程の仮説

そこで二十卷本の成立過程には、A類↓B類、十卷本↓C類の二系列が考えられる。十卷本原撰の立場に立てば

十卷本↓C類↓A類↓B類

となろう。しかしA類とC類の先後関係は、双方が重なり合う部分が全く無いため、本文の比較によって推定することが困難である。むしろ、現存二十卷本が二十卷本の枠内で同一祖から出たとする前提を廃して、次のように考えることも可能である。



この仮説によって言えば、現存二十卷本巻十一以降は、本来の二十卷本ではなく、この部分が失われていたのを補うために、巻十以前と内容が重複しないように取捨しながら十卷本を改編して加えたものである。二十卷本巻十一以降では香薬部の薬名列記を除けば、内容量としては十卷本と大差が無いのもこのためであると言えよう。

この仮説を押し進めれば、本来の二十卷本——A類（高山寺本の類）——は今なお巻十一以降を完全に失っていることになる。また、果してA類が二十巻であったかどうかも疑問となってくる。A類を受け継ぐB類の序には「勅成十巻」とあるが、B類が内容的に十巻で完結しているはずはなく、「十巻」は巻十一以降が失われて以後に

生じた誤写かとも思われるが、本来二十巻であったということもここからは断定できない。ただし「四十部二百六十八門」がA類の実態を伝えているという⁽¹⁴⁾ことは有り得よう。

本稿の仮説の上に立てば、倭名類聚抄原撰本の推定は、十卷本諸本と現二十卷本諸本との比較によるのみでは不充分なのであって、二十卷本C類と十卷本諸本との比較によって十卷本祖本を推定し、それと二十卷本A類B類とを比較することによって行われるべきものなのである。

七 ま と め

- 一、二十卷本にも疾病部がある。
 - 一、二十卷本にも本来天地部があった可能性がある。
 - 一、高山寺本の居処部第十は誤写とは言いきれない。
 - 一、二十卷本C類が十卷本に由来すると見做し得る徴証が有る。
- 仮説——二十卷本D類は、二十卷本B類の失われていた巻十一以降を十卷本によって補ったものである。

注

- 1 矢島三郎「和名抄十卷本廿卷本の分類の比較（分類意識を主として）」（『国学』第五輯 昭和12年1月 日本大学国文学会）
- 秋本吉郎「和名類聚抄二十卷本の問題点と高山寺本」（『ピブリア』17 昭和35年10月 天理図書館）
- 2 築島裕「図書寮本類聚名義抄と和名類聚抄」（『国語と国文学』四十巻七号 昭和

- 和38年7月 至文堂)
- 3 築島裕「古辭書における意義分類の基準」(『品詞別日本文法講座』第10巻 昭和48年6月 明治書院)
 - 4 伊勢広本および大東急本に依る。ただし「二百六十八門」の「入」を「八」に改めた。
 - 5 両本ともに門序に乱れがあることについては拙稿「倭名類聚抄二十巻本諸本の類別」(『国語と国文学』五十三巻四号 昭和51年4月 至文堂) 参照。
 - 6 諸本とも「親戚類」であるが仮に改めた。
 - 7 矢鳥氏および秋本氏前掲注1論文。
 - 8 渡辺実「解題」(『和名類聚抄・三宝類字集』天理図書館善本叢書と書之部第二巻 昭和46年11月)
 - 9 箋注倭名類聚抄では「見舟具」に訂し、以下のように述べている。
旧作檣幟字舟具五字、山田本同、昌平本……伊勢広本……皆文義不通、今攷正、曲直瀬本無注十一字、那波本同、疑所依本亦誤、以其文義不通、遂刪之也、尾張本下総本、文選以下皆無、按……此亦恐古本不引、後人依広本増益也
 - 10 箋注倭名類聚抄校譌には次のように記している。
按諸古本、糞堆載在天地部水土類、無塵土類、那波本有塵土類載糞堆、則此六字似依那波本補入、而那波本却無之、疑不能明也
 - 11 築島氏前掲注1論文P 69に改編との関連で言及がある。
箋注倭名類聚抄では麿糖香条の注末に次のように記している。
 - 12 広本是条之次、標麿金香三字、無訓注、按丁子香条云、麿金見下文、則似当有麿金香条
 - 13 前掲注5 拙稿参照。
 - 14 築島氏前掲注2 論文P 64
(付記)本稿の大意は既に昭和50年7月5日の東京大学国語研究室会に於て口頭発表したものである。なお、本稿で用いた諸本については、拙稿「倭名類聚抄の系統推定——十巻本巻三〜六を中心に——」(『北海道大学文学部人文科学論集』十八号 昭和57年3月)を参照されたい。ただし、昌平本は東京都立中央図書館蔵河田文庫本を用いた。